

令和 3 年 6 月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

議 案

第 3 号	長門市公共施設維持補修等基金条例	・ ・ ・ 1
第 4 号	長門市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する 条例	・ ・ ・ 3
第 5 号	長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 7
第 6 号	長門市介護保険条例の一部を改正する条例	・ ・ ・ 9
第 7 号	長門市高齢者コミュニティセンター条例を廃止する条例	・ ・ ・ 11
第 8 号	財産の取得について（30m級先端屈折式はしご付消防自動 車）	・ ・ ・ 12
第 9 号	長門市監査委員の選任について	・ ・ ・ 13

報 告

第 4 号	専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額 を定めることについて）	・ ・ ・ 14
-------	---	----------

長門市公共施設維持補修等基金条例

1 趣旨（第1条関係）

将来にわたり、持続可能な公共サービスの提供を実現するため、公有財産である建物（以下「公共施設」という。）の適切な総合管理を行うにあたり、長門市庁舎建設基金を公共施設の維持補修等に必要な経費の財源として有効活用するために公共施設維持補修等基金を設置する。

2 基金の額（第2条関係）

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすることを規定

3 管理（第3条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金など最も確実かつ有利な方法により保管することを規定

4 運用益金の処理（第4条関係）

運用収益は予算に計上して基金の目的を達成するため、この基金に編入することを規定

5 繰替運用（第5条関係）

基金に属する現金を繰替運用ができることを規定

6 処分（第6条関係）

第1条に定める設置の目的の達成に必要と認められる下記の場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができることを規定

（1）公共施設の改修による長寿命化、修繕及び補修に要する経費の財源に充てるとき。

（2）公共施設の解体撤去に要する経費の財源に充てるとき。

7 委任（第7条関係）

基金に関して、必要がある場合は、別に規則に定めることを規定

8 施行期日

公布の日

9 その他

- ・長門市庁舎建設基金条例（平成 27 年長門市条例第 1 号）は、廃止する。
- ・この条例の施行の日の前日までに長門市庁舎建設基金条例の規定により積み立てられていた現金は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この条例に基づく基金及び長門市減債基金条例（平成 17 年長門市条例第 68 号）に基づく基金に編入するものとする。

【参考】

長門市庁舎建設基金残高（令和 3 年 5 月 10 日現在） 478,409,628 円

次の基金にそれぞれ編入する予定

- ・長門市公共施設維持補修等基金に編入を予定する金額 397,267,280 円
- ・長門市減債基金に編入を予定する金額 81,142,348 円

長門市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

行政手続きにおける市民の負担軽減及び行政サービスの効果的かつ効率的な提供を図るため、書面への押印等を見直すことから、関係する条例の規定を整理するもの。

2 改正の概要等

(1) 長門市固定資産評価審査委員会条例

ア 審査申出書の押印を不要とする。(第 4 条関係)

審査申出の際に申出人(代理人による申請の場合は代理人)に押印を求める第 4 条第 4 項の規定を削る。

イ 口述書の署名押印を不要とする。(第 8 条関係)

口頭審理における口述書の提出の際に、「申出人に署名押印を求める」部分を削る。

ウ 委員会において作成する「調書」(口頭意見陳述調書、口頭審理調書、実地調書、議事調書)について、委員長(審査長)及び調書作成職員に求めていた「署名押印」を「署名」に改める。(第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条関係)

(2) 長門市職員の服務の宣誓に関する条例

ア 服務の宣誓を、「宣誓書に任命権者又は上級の公務員の対面で署名すること」から「宣誓書を任命権者に提出すること」に改める。(第 2 条関係)

「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者に提出して」に改める。

イ 会計年度任用職員を含む全ての職員に対して対面による署名を不要とすることから第 2 条第 2 項の規定を削る。(第 2 条関係)

ウ 上記(2)アの改正に伴い、消防職員及び消防職員以外の職員に係る宣誓書様式中「㊤」を削る。(別記様式その 1 及び別記様式その 2 関係)

別記様式(第 2 条関係)

その 1(消防職員以外の職員)

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名



別記様式(第 2 条関係)
その 2(消防職員)

宣 誓 書

私は、日本国憲法及び法律を尊重し、命令、条例、規則及び規程を忠実に擁護し、消防の目的及び任務を深く自覚し、その規約が消防職務に優先して従うことを要求する団体又は組織に加入せず、全体の奉仕者として誠実かつ公正に消防職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

氏名



(3) 長門市火入れに関する条例

- ア 使用許可申請手続きにおける押印を不要とするもの（別記様式第 1 号）
使用許可申請書様式中の「㊤」を削る。

別記様式第 1 号(第 2 条関係)

火 入 許 可 申 請 書		
年 月 日		
長門市長 様		
住 所 申請者 氏 名		
㊤		
次のように火入れを行いたいので許可されるよう長門市火入れに関する条例第 2 条の規定により申請します。		
火 入 地	所 在 地	
	所 有 者 (管 理 者)	
	地 種 区 分	保安林 普通林 原野 その他
	所 有 区 分	公有地 私有地
	面 積	総面積 ヘクタール
火 入 れ 期 間	年 月 日～ 年 月 日(日間)	
火 入 れ 目 的	1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑	
火 入 れ 方 法		
防 火 体 制	火入従事者	男 人、女 人、 計 人
	防 火 帯	延長 メートル、幅員 メートル
	器 具	
火 入 責 任 者		
備 考		

(4) 長門市学校職員の服務の宣誓に関する条例

ア サービスの宣誓を、「宣誓書に教育委員会又は教育委員会の上級の公務員の対面で署名すること」から「宣誓書を教育委員会に提出すること」に改める。(第3条関係)

「教育委員会又は教育委員会の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を教育委員会に提出して」に改める。

イ 上記アの改正に伴い、教育職員に係る宣誓書様式中「㊦」を削る。(別記様式)

別記様式(第3条関係)		
宣 誓 書		
私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。 私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。		
年 月 日	氏名	㊦

3 施行期日

公布の日

【参考】国における押印見直しの動き

○ 規制改革推進に関する答申（令和2年7月2日規制改革推進会議決定）

- ・行政手続において、書面・押印・対面を求めるすべての法令や慣行について、全面的に見直しを行うべきである。
- ・押印原則については、押印を求める行政手続等について押印の必要性を検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する。

○ 令和3年度税制改正の大綱（令和2年12月21日閣議決定）

国税と同様に、地方税関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについて、原則、押印を不要とする。

○ 職員の服務の宣誓に関する政令の一部を改正する政令（令和3年3月26日）

1 趣旨

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において、「全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す」こととされ、「規制改

革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）では、「各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを」行うこととされた。

これを踏まえ、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第97条の規定に基づく服務の宣誓の実施方法を変更するため、職員の服務の宣誓に関する政令（昭和41年政令第14号）の一部を改正。

2 改正内容

職員の服務の宣誓の際に署名及び対面を不要とするため、「面前」及び「署名」に係る規定を削除し、宣誓書を任命権者に提出することのみ規定

3 施行期日

令和3年4月1日

長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免について、国の財政支援の基準に合わせて、令和 2 年度に引き続き、令和 3 年度においても令和 2 年度分及び令和 3 年度分の保険料を対象とする減免措置を講じるため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

現在の条例では、減免の対象となる保険料の納期限前 7 日までに申請書を提出する必要があることから、令和 2 年度分及び令和 3 年度分の保険料を減免の対象とできるよう、附則において規定する、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免対象及び申請書の提出期限を改める。(附則第 9 条関係)

【減免の対象となる保険料】

令和 2 年度分及び令和 3 年度分の保険料であって、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に納期限が設定されているもの

【減免申請の提出期限】

令和 4 年 3 月 31 日

3 特例措置による減免の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免の概要については下記のとおり。

【減免の対象者】

○新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ 保険料を全額免除

○新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方 ⇒ 保険料を一部免除

《保険料が一部減額される要件》

世帯の主たる生計維持者について

- ・ 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、前年に比べて 10 分の 3 以上減少する見込みであること。
- ・ 前年の所得の合計額が 1,000 万円以下であること。
- ・ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

【保険料の減免額】

保険料の減免額は、減免対象保険料額に減免割合を乗じた金額

○減免対象保険料額 $A \times B / C$

A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B：減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

○減免割合

前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下であるとき	全部
400 万円以下であるとき	10分の 8
550 万円以下であるとき	10 分の 6
750 万円以下であるとき	10 分の 4
1,000万円以下であるとき	10 分の 2

4 施行期日

公布の日

5 その他

この改正による減免措置についても、令和 2 年度と同様、国の財政支援の対象となります。

【参考】

令和 2 年度に実施した新型コロナウイルス感染症の影響による減免の実績

令和元年度分	27 世帯	905,560 円
令和 2 年度分	32 世帯	6,362,360 円
計	32 世帯	7,267,920 円
(重複を含む)		

長門市介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による第 1 号保険料の減免措置について、国の財政支援の基準に合わせて、令和 2 年度に引き続き、令和 3 年度における減免措置に対応するため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

附則第 12 項の追加

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第 1 号保険料の減免の特例)

3 特例措置による減免の内容

(1) 減免の対象となる被保険者及び減免額

保険料の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った第 1 号被保険者につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、いずれの基準にも該当する場合は、①を適用する。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第 1 号被保険者 全部
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の i 及び ii に該当する第 1 号被保険者

【要件】

- i その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること。
- ii その属する主たる生計維持者の合計所得金額（地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額。以下同じ。）のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

【減免額の算定】

【表 1】で算出した第一号保険料額に、【表 2】の前年の合計所得金額の区

分に応じた減免割合を乗じて得た額

$$\text{保険料の減免額} = (A \times B / C) \times D$$

表 1

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 当該第 1 号被保険者の保険料額
B : 当該第 1 号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C : 当該第 1 号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

表 2

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (D)
210 万円以下であるとき	全部
210 万円を超えるとき	10 分の 8

(注) 事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除する。

(2) 減免の対象となる第 1 号保険料

- ① 令和 3 年度分の保険料であって、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金の支払日）が設定されているもの。
- ② 令和 2 年度相当分の保険料額であって、令和 2 年度末に資格を取得したことにより、令和 3 年 4 月以降期間に普通徴収の納期限が到来するもの。

4 施行期日

公布の日

5 その他

この条例の改正による減免措置も、令和 2 年度と同様に、国の財政支援の対象となります。

【参考】

令和 2 年度に実施した新型コロナウイルス感染症の影響による減免の実績

令和元年度分	26 人	210,530 円
令和 2 年度分	26 人	1,197,670 円
計	26 人	1,408,200 円

(重複を含む)

長門市高齢者コミュニティセンター条例を廃止する条例

1 廃止の趣旨

長門市高齢者コミュニティセンター条例は、昭和56年度（旧日置町）に建設された日置高齢者コミュニティセンターの施設の管理及び使用に関して定めたものです。

この施設は、高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進を目的として設置したもので、これまで高齢者のための研修、憩いの場として市民及び団体の皆様に利用されてきましたが、平成29年度以降は定期的な利用者もなく、有効な活用がなされていない状況にあります。

また、当該地域においては、他の公的施設の利用も可能であることに加え、行政財産としての目的である高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進に資するための施設としての活用が見込めないことから、今後、幅広い用途での施設の活用を図るため、条例を廃止するもの。

2 施行期日

公布の日

財産の取得について（30m級先端屈折式はしご付消防自動車）

1 取得財産

30m級先端屈折式はしご付消防自動車 1 台

2 納入場所

長門市東深川 1902 番地 1 長門市消防本部

3 入札の状況

令和 3 年 5 月 17 日に指名競争入札方式による入札を執行した結果、金 2 3 2, 1 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額 21,100,000 円を含む。）をもって落札者を決定した。

4 受注者の状況

（1）名称

藤村ポンプ株式会社

（2）事務所の所在地

山口県宇部市大字妻崎開作 762 番地

（3）代表者

代表取締役 藤村光寛

5 仮契約の締結日

令和 3 年 5 月 18 日

6 納入期限

本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から令和 4 年 3 月 31 日まで

7 その他

（1）予定価格 232,403,600 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

（入札書比較価格 211,276,000 円）

（2）入札参加業者及び入札金額

入札参加業者	入札金額（千円）	備 考
藤村ポンプ(株)	211,000	落 札 請負金額 232,100,000 円 落札率：99.9%
(株)クマヒラセキュリティ徳山 営業所	213,000	
(有)藤中ポンプ店	220,000	
(株)ハツタ山口	225,000	
三栄商事(株)	辞退	

長門市監査委員の選任について

1 提案の理由

監査委員の岸田弘稔（きしだ ひろとし）氏の任期が本年5月31日をもって満了したことから、その後任の監査委員として、岡村節子（おかむら せつこ）氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、市議会の同意を求めるもの。

2 委員候補者の氏名・住所・略歴等

住 所 [REDACTED]
氏 名 岡村 節子（おかむら せつこ）
生年月日 [REDACTED]
略 歴

[REDACTED]
[REDACTED]

3 委員の任期

選任の日（議会の同意を得た日を予定）から4年間

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）

専決処分の報告について（自動車事故に係る損害賠償の額を定める
ことについて）

1 事故の発生日時

令和3年3月14日 午前9時30分頃

2 事故の発生場所

宗頭幼稚園グラウンド（長門市三隅上3225番地1）

3 損害賠償の相手方

住所

氏名

4 事故の概要

令和3年3月14日午前9時30分頃、山口県読売駅伝の中継所関係者駐車場である宗頭幼稚園グラウンド内を走行していたところ、前日の降雨により地面がぬかるんだ状況の中、強めにアクセルを踏んだため車が横滑りし、駐車中の相手方車両の右前部に衝突し、損害を与えたもの。

5 損害の程度

（1）相手方

ア 人的損害 なし

イ 物的損害 車両前方部破損

（2）市側

ア 人的損害 なし

イ 物的損害 車両右前方部破損

6 過失割合

過失割合については、市：相手方＝10：0

7 損害賠償の額

金588,000円

（内訳）車両修理代 511,000円

代車費用 77,000円

（個人情報保護のため、一部マスキングしています。）